

管理 No.	申 051
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:市民部 文化振興課
(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	奈良市北部会館市民文化ホールの使用料減免
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市北部会館条例(平成 16 年奈良市条例第 17 号) 第 10 条
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>奈良市北部会館市民文化ホールの使用料減免は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市北部会館条例施行規則(平成 16 年奈良市規則第 25 号) 第 11 条・奈良市北部会館市民文化ホール運用基準 <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市北部会館条例施行規則】</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 11 条 条例第 10 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市北部会館市民文化ホール使用料減免申請書(別記第6号様式)に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、奈良市北部会館市民文化ホール使用料減免決定通知書(別記第7号様式)を交付するものとする。</p>
標準処理期間	3週間
最終更新日	平成 31 年4月1日更新